

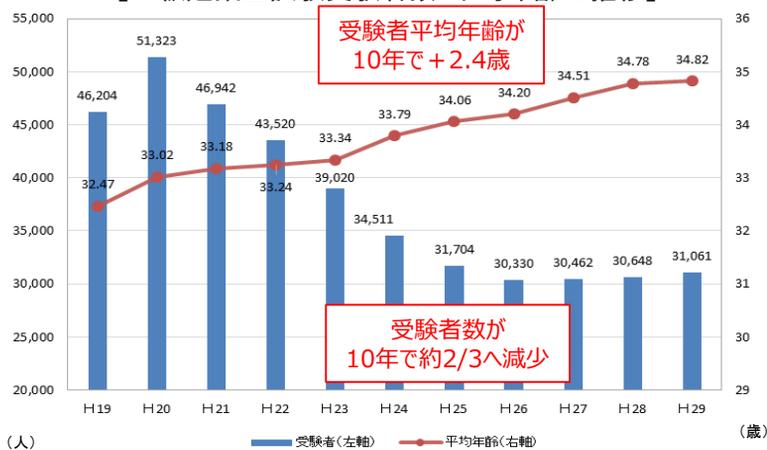
●建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）

平成30年12月14日公布
2年以内施行

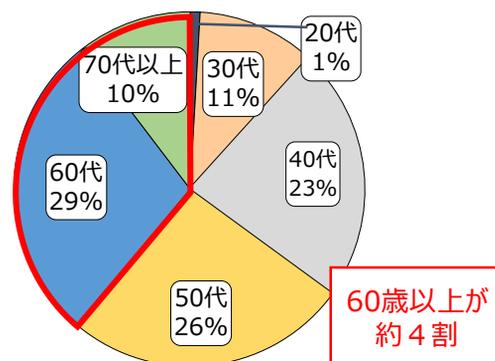
背景・必要性

- 近年の一級建築士試験は、受験者数の急減に加え、受験者の高齢化が顕著。
- 業務を行っている建築士の高齢化が進んでおり、このままの傾向が続く場合、建築物の安全性の確保等において重要な役割を担う建築士人材の確保が困難。

【一級建築士試験受験者数・平均年齢の推移】



【一級建築士(所属)の高齢化】



平成30年4月1日時点

改正の概要

建築士人材を継続的かつ安定的に確保するため、建築士試験の受験資格を改めること等により、建築士試験の受験機会を拡大する。具体的には、建築士試験を受験する際の要件となっている実務の経験について、免許登録の際の要件に改めることにより、試験の前後にかかわらず、免許登録の際までに積んでいけばよいこととする。

【建築士法第4条、第14条及び第15条関連】

※ 実務経験のみの者が二級・木造建築士免許を受ける場合等を除く。

【改正前】

実務経験は受験要件

〔例〕大学を卒業し、一級建築士の免許を取得する場合

【改正前】

大学（4年）

実務

試験合格

免許登録

【改正後】

大学（4年）

試験合格

実務

免許登録

大学（4年）

実務A

試験合格

実務B

免許登録

※A+B=2年以上

※ 二級・木造建築士についても、原則として、学校卒業直後に受験が可能となるよう措置。

【改正後】

実務経験は免許登録要件

○ 建築士を目指す者にとって、建築士試験の受験機会が拡大し、建築士免許の取得に向けた見通しが立てやすくなる。

○ 事務所(雇用側)にとって、建築士免許を取得する可能性の高い若手職員を確保しやすくなる。

建築士人材の
安定的な確保